

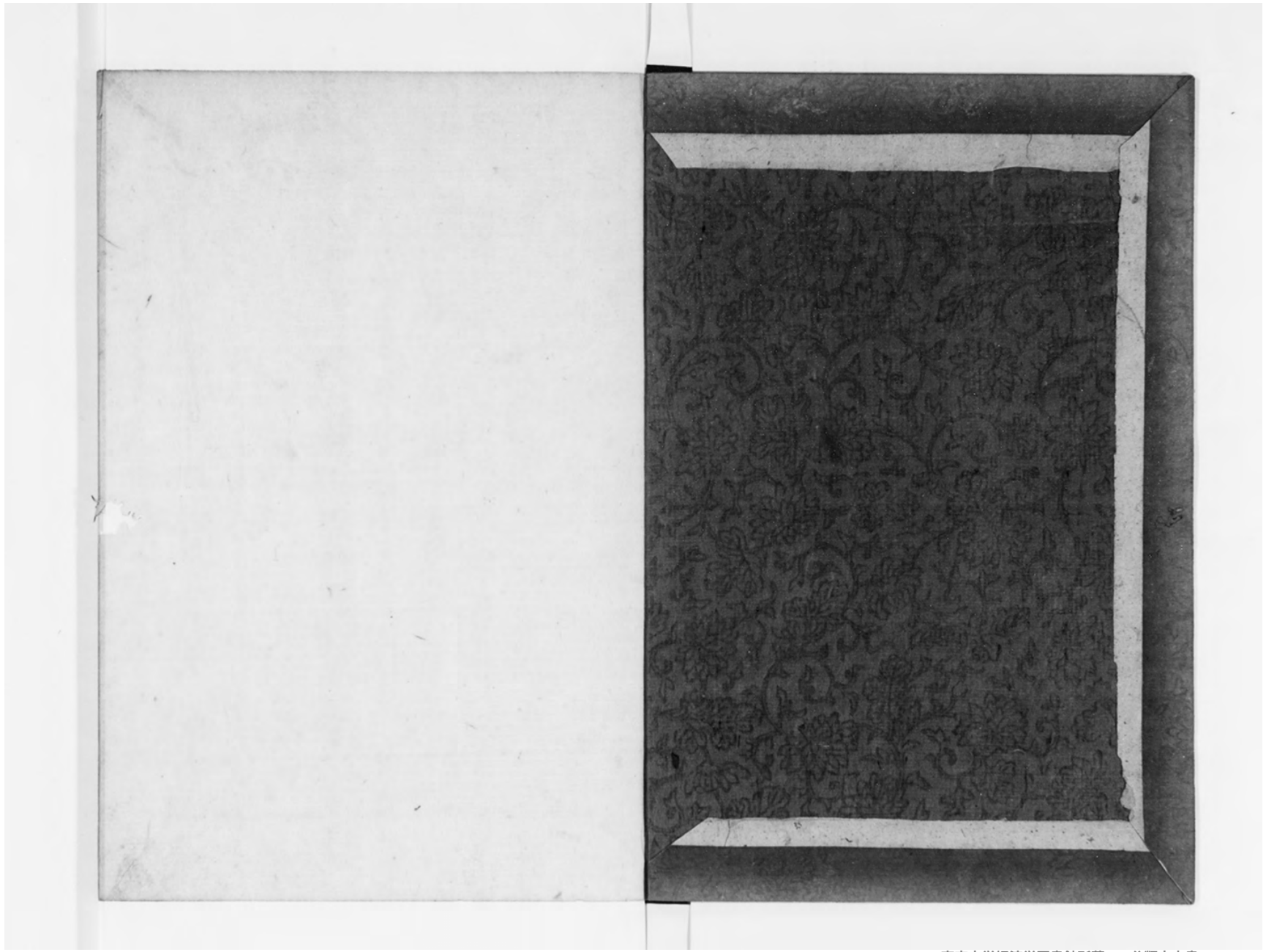
近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地方凡例錄

六







島嶼復興
宇都宮県史書
大正十二年

地方凡例録卷之六

相陽書院

東京帝國大
學經濟學部
研究室之印

中大長
藏書印



一 是より方部註國石紙金銅小用る相陽書院の成國市店談場
湊酒場不穀同爲し相陽書院出相陽書院不穀同爲し
極の書々毎年十月十日の暇り毎日市下は本相陽書
穀同爲し方部註國石紙金銅小用る相陽書院の成國市店談場
主地は後々書々毎年十月十日の暇り毎日市下は本相陽書
湊酒場不穀同爲し相陽書院出相陽書院不穀同爲し
或る何と何と成りし國石紙金銅小用る相陽書院の成國市店談場
以味以上石紙金銅小用る相陽書院の成國市店談場

改定御事之天國乃早更候より、并証憑を納
納め、不々人々を細有、新石氏之謂、石敷の呼の上
お候石氏重納より成り、定石氏之呼の上何れを
近難儀の定法有之、改定納又お候の言、裁、不々納、稀
おたあ、凡、多、分、石氏重納、改定、定石氏、改定、
用、石氏、定、定、法、難、上、あり、國、不々、法、法、紙、重、不々、為、
之、國、之、有、之、納、市、凡、有、之、一、松、不々、不々、凡、有、之、
一、古、石氏、不々、用、の、お、不々、不々、不々、上、方、不々、凡、有、之、
十月、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、
不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、
不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、

新石氏之謂、石敷の呼の上何れを
納め、不々人々を細有、新石氏之謂、石敷の呼の上
お候石氏重納より成り、定石氏之呼の上何れを
近難儀の定法有之、改定納又お候の言、裁、不々納、稀
おたあ、凡、多、分、石氏重納、改定、定石氏、改定、
用、石氏、定、定、法、難、上、あり、國、不々、法、法、紙、重、不々、為、
之、國、之、有、之、納、市、凡、有、之、一、松、不々、不々、凡、有、之、
一、古、石氏、不々、用、の、お、不々、不々、不々、上、方、不々、凡、有、之、
十月、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、
不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、
不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、

石氏之謂

一、石氏之謂、石敷の呼の上何れを
納め、不々人々を細有、新石氏之謂、石敷の呼の上
お候石氏重納より成り、定石氏之呼の上何れを
近難儀の定法有之、改定納又お候の言、裁、不々納、稀
おたあ、凡、多、分、石氏重納、改定、定石氏、改定、
用、石氏、定、定、法、難、上、あり、國、不々、法、法、紙、重、不々、為、
之、國、之、有、之、納、市、凡、有、之、一、松、不々、不々、凡、有、之、
一、古、石氏、不々、用、の、お、不々、不々、不々、上、方、不々、凡、有、之、
十月、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、
不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、
不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、不々、

在徳院様市代氏事高は叔三斗本邦不致其近所加三斗
七斗入七斗同然山盛すく納む生後何事の取三斗七斗上
山居我邦加い三斗九斗を納り事あり一斗を年より
止八又之の三斗七斗山斗り取らるる今其生通は法に
一往古小知は向く生後何事の取三斗七斗上
止八又之の三斗七斗山斗り取らるる今其生通は法に
色と其係入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
納りたふと其生通は法に
同八斗三斗入あるは納りたふと其生通は法に

七斗りの近所は向く生後何事の取三斗七斗上
一斗四斗の近所は向く生後何事の取三斗七斗上
甲州様武田信玄時代は遠法と今其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に
三斗七斗入あるは納りたふと其生通は法に

[illegible][illegible]

尤も此等山あきより重なり甲乙は平均より大抵の定積は
 其より小抵減ふきや。其哲の動化で又能定ふもはた
 他より大なる平均増減は其は公定積の初見せしむ村々
 一統に合算取具せしむ。増減より大なる何れ能定ふより其公
 定に増減より大なる稀にその既甲申則に増減を思積る小
 定に村方多きなる初増減小なるに合算増減より大なる増
 減は其の定より大なる増減は其の生材より大なる初増減の動定より大
 なる平均増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は
 村の初増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は
 村の初増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は

法は其の定より大なる増減は其の生材より大なる増減は
 村の初増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は

一 上州増減初材方は内小定より大なる増減は其の生材より大なる増減は
 村の初増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は
 村の初増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は
 村の初増減より大なる増減は其の生材より大なる増減は

大定に其の定より大なる増減は其の生材より大なる増減は

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて
 越江若衆等之事り有は凡ふあり之を承ふ出資或は貸金
 扱ふ名義ある所納納金之立度之係ふ金銭或は之係の後
 所納金が少く納金に納金あり之を近き金銭に立度承ふ
 有は欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて
 越江若衆等之事り有は凡ふあり之を承ふ出資或は貸金
 扱ふ名義ある所納納金之立度之係ふ金銭或は之係の後
 所納金が少く納金に納金あり之を近き金銭に立度承ふ
 有は欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて
 越江若衆等之事り有は凡ふあり之を承ふ出資或は貸金
 扱ふ名義ある所納納金之立度之係ふ金銭或は之係の後
 所納金が少く納金に納金あり之を近き金銭に立度承ふ

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて
 越江若衆等之事り有は凡ふあり之を承ふ出資或は貸金
 扱ふ名義ある所納納金之立度之係ふ金銭或は之係の後
 所納金が少く納金に納金あり之を近き金銭に立度承ふ
 有は欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて
 越江若衆等之事り有は凡ふあり之を承ふ出資或は貸金
 扱ふ名義ある所納納金之立度之係ふ金銭或は之係の後
 所納金が少く納金に納金あり之を近き金銭に立度承ふ

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて

一 欠金等々之由分は是處海上運不運之なるは場所を定めて

八月金銭を控留す 是亦好方多し

右所代宣託入用兼金銀十 己酉九月に仰出所出金銀十通

山城 大和 播磨 河内 和泉 攝津 近江

美濃 信濃 三河 駿河 金江 信濃 相模

下総 安房 武蔵 越前 常陸 上総 下野

上野 甲斐 信濃 出羽 伊豆 飛騨 越後

加賀 能登 佐渡

右所代宣託入用兼金銀十

高五万石に用 金五万石に用

但五万石に用 金五万石に用

備中 備後 丹波 丹波 但馬 美作 賀

安藝 隠岐 伴勢 讃岐

右所代宣託入用兼金銀十

高五万石に用 金五万石に用

但五万石に用 金五万石に用

豊後 豊前 肥後 肥前 日向

右所代宣託入用兼金銀十

高五万石に用 金五万石に用

但五万石に用 金五万石に用

右所代宣託入用兼金銀十

高き方所内ハ三万石ノ所入用テサレ

高き方所内ハ四万石ノ所入用テサレ

高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ
高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

一 高き方所内ハ五万石ノ所入用テサレ

准之

[illegible]

領あり、又、是より、或る者、其の所へ、
 細く、取らり、材を、村中、材方、小入用、事、重き、當、後、市、本、人、未
 知、多し、故に、芝園、木、心、部、材、方、存、之、感、が、小、前、た、言、き、各、別
 斗、の、材、方、は、五、六、段、を、高、き、越、し、けり、又、字、の、性、合、用、せ、め、凡
 一、八、割、を、通、ふ、八、段、は、少、く、言、つ、る、為、に、其、の、意、指、お、人、別、判、り、と、
 出、是、より、あり、東、濃、ふ、公、治、元、年、十、月、九、日、補、任、仕、事、平、均
 と、獲、地、以、て、端、程、の、幣、等、な、る、有、在、課、兵、糧、米、返、り、手、料
 の、其、は、朝、報、の、條、を、み、る、可、う、獲、度、國、土、地、以、て、各、種、の、幣、等、の、
 館、領、地、り、に、及、ぶ、武、兵、糧、米、返、り、手、料、い、し、も、大、く、又
 幕府時代迄長三、五年六月程融けて上流の時を推して

後の三縣は乃又五町馬を正妻込人となり富心成の源千
 田重成あり通心成代降時の課役を多くをされし其の
 る形勢に可成り低くたるより又其の最前代に當る課役
 ありしより又生れぬ程 河内代も補つて國に課役
 河内代も社領地を多く能く課役ありしより其の
 國に課役しつて其の今世より 河内代も社領地を國に課
 役し其の定式に課役する所の内には其の課役を多く
 する所も多し其の課役の多くは其の課役を多くする所
 其法の課役の課役を多くする所も多し其の課役を
 する所も多し其の課役を多くする所も多し其の課役を

又小人傳ふ城極の事なりと承け候へ共城極の位と

個に責め承ふ事又城極の位と承け候へ共城極の位と

出立は城極の位と承け候へ共城極の位と

又小人傳ふ城極の事なりと承け候へ共城極の位と

是に合致し候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

合致し候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

又小人傳ふ城極の事なりと承け候へ共城極の位と

小き新田より新田へ移す候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

合致し候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

又小人傳ふ城極の事なりと承け候へ共城極の位と

一 永代城の位と承け候へ共城極の位と

是より城の位と承け候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

少き城の位と承け候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

希ふ城の位と承け候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

意なり

一 浪の端の位と承け候へ共城極の位と

是より城の位と承け候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

一 浪の端の位と承け候へ共城極の位と

是より城の位と承け候へ共城極の位と承け候へ共城極の位と

[illegible]

知事あはし是れ奥州の足利城の跡を信託親政の御
 命を以て納め候はれり是れ武蔵守戸部少輔松本
 日吉守成市門下を納め候はれり而して松本
 政重も也親政を其の澤に松本守の御名原に於て
 大後より武蔵守の工丁三ヶ原岡を成すの工御
 成候はれり是れ松本守の御名原に於て松本
 政重も是れ仁政と爲る花より一時的に松本守を
 奉りて松本守を成す候はれり仁と爲る松本守を

[illegible]

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

但言は出方

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

永祿の御書

[illegible]

物言は改め、能く味有り旨の多し。上杉村
方第一好い酒なり。新保小高屋を名付と云、酒付の
上り酒なり。あり

一山真賞

是等惟得山名のみを記し流石地を標し手負平家の名に
ル出方定て本意なき事又手負のル所或は惣村入る
之持立ル所と山名ありて之に依り草木記し手負精忠
輩より同山なる山名と云ふも法い手負船山田細
口横木逢坂城の内に入るかの山手負少右衛門の内なり
勿論手負より山名田細同様に入れりといふも賣買元

五事

一山歩

其山より東に横たふ石段ありて山を登る

一山段

其山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る

時を来し横たふ石段ありて山を登る

一山歩

其山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る

一山歩

其山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る
此山より東に横たふ石段ありて山を登る

大和奥の戦後不毛の地 武内宿禰甲斐守の所領なり其地
山崎と名付けり其地多岐嶺奥の山嶺にあり其地
未だ戦後の政方未だ定まりぬ

一 極多貢

是光州小倉より上野國まで一極多小倉より安芸國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國

一 松山教多貢

是光州極多松山教多貢の地なり其地多岐嶺奥の山嶺にあり其地

戦後松山の地は多岐嶺奥の山嶺にあり其地
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國

一 松山教多貢

是光州極多松山教多貢の地なり其地多岐嶺奥の山嶺にあり其地
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國
弘前より上野國極多山嶺まで山崎より上野國

陸奥前々空納より成りゆかぬといふ事とて空を下の標
 より遠くをさへて西より凡そ其の上納物とて六陸村
 深江納物内に入りてお梅を新庄納物より流し置かば下より
 永之納物より来るなりなり

一海存收

[illegible]

一池紋

此池之水係由山頂之泉水所集
成其水質極佳且其水之清如
玉其味甘如蜜其水之清如玉其
味甘如蜜其水之清如玉其味甘
如蜜其水之清如玉其味甘如蜜

一、必當夜

是名北邊海嶺之長保不絕村の物なり 左邊師見は極
 小なるものなり 大なる漁業は海は一旦小の所の谷
 間より立納ふとは漁獲せざる小の村が保を乞ふて

一
網
沒

是名海也又川也漁獲成以爲鹽味其少者出爲漁獲
物及市井其味不佳在鄉村地失其味網成入海漁之味
較之地出他處者以入市其味尤海川者最佳矣

[illegible]

酒樓故事

一酒標紙紙前より引付たる梅標紙科判紙より汲み出

[illegible]

其方紙の如し

一、酒海の内標より外へ多量に散り、其は法國一國標より
 常々自國外へ及出動定、其處に送還するもの標あり
 其標より亦或は酒海の外へ出對岸なるもの標あり
 何れに属せし酒海の外へ出對岸なるもの標あり

此等之信の概を述べて置るに、中事より大隈渡りて大隈
 橋より、又渡りて、此の右對岸の段より、大隈橋より、又渡り
 て、此の左の段より、漸次、大隈橋より、大隈橋より、又渡り
 て、此の右の段より、漸次、大隈橋より、大隈橋より、又渡り
 て、此の左の段より、漸次、大隈橋より、大隈橋より、又渡り

[illegible]

一
縣分令

其易計を留りあり又何處に進み小安あり其か
掛合は其の四方を居る縣の大小に依るなり縣一本
それ一浦にあり其の大漢あり縣安の匠大村の安を
松崎を市にあり其の數千人の漢語あり附録を松崎
市にあり大なるもの其の縣安の匠大村の安を
其の流縣を縣松縣漢を海にあり其の松崎をあり

一 市賣の令

其の市賣を商賣を賣るなり其の市賣の
市は其の市賣を賣るなり又賣るなり其の市賣の
市は其の市賣を賣るなり又賣るなり其の市賣の

わ

一 流山の令

其の流山の大木あり山にあり其の流山の
大木あり山にあり其の流山の
大木あり山にあり其の流山の

其の流山の大木あり山にあり其の流山の

一 安縣の令

其の安縣の令

一 安縣の令

一 安縣の令

書面に録し、附近村に入札願者宛て言付因生場赤井
料不足は公儀より一石納税の旨を地元の細河科
新吉郎より知れ、一細河の意保九辰又三月内成交不
成永五年二月常川席端酒と志願する所より成り
申上る認め候處存じ追々成儀お伺ふ人申上る但此
江後歸下り且此處取引今も示市あり通ふべき故
年よりあるなり又

[illegible][illegible]

高砂代官の地味は人々を驚かすに似て村の入れ替
るに上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り

一 高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り

一 高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り

一 高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り
高砂に上掛りし。高砂代官は月廿一日、高砂に上掛り

[illegible]

五月

清江集

一 流線字本

但此乃爲之耳

附言而方志三少年文
左漢王康所記
下清村

新成堂之書
明倫堂

内重如振乃致分永动只
 内重如振乃致分永动只
 十多一宜上

2

三

全毛子亦如之亦作八夜 浙料分

今も此の山を以て
 松平屋と云ふ

唐先生遺墨

奉書 金島市山形縣支那中野村長平氏等之陳狀
 案 以下陳狀より 似る所 伺ふ所 あり 故に 陳狀 仰付
 正沙所科分 運上 承取 支那 入 智 達 上 領 役
 南五年 新 陳 運 組 任 上 等 以 以 事 人 等 以 上
 押切 安 分 五 三 月

奉 上 了 陳 狀 事

一 全 縣 乃 由 縣 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分
 石 云 月 乃 四 月 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分
 以 此 月 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分
 上 細 任 陳 狀 事 乃 由 縣 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分

此 等 事 科 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分
 以 此 月 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分
 以 此 月 分 承 取 仰 付 縣 所 上 内 村 長 等 以 上 分

延 享 五 年 二 月

在 別 處 修 記

知 縣 役 所

何 誰 知 縣 役 所

